



# 埼玉県報

第 2716 号  
平成 27 年(2015 年)  
7 月 24 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（改革推進課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 災害救助用備蓄食料に関する入札公告（入札課）
- 振動試験装置に関する入札公告（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 本庄都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 県道鴻巣川島線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道西金野井春日部線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所（選挙管理委員会）
- 埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員の制限（選挙管理委員会）

## 規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号知事決裁事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 法第二百八十四条第二項及び第三項の規定に基づき、一部事務組合等の設立を許可すること。

別表第四企画財政部の表地域政策課の項第四号部長専決事項の欄中11を削り、12を11とし、13から22までを12から21までとする。

別表第四総務部の表税務課の項第三号知事決裁事項の欄を次のように改める。

条例第十七条第一項の規定に基づき、地域及び期日を指定して申告等の期限を延長すること。
--

別表第四総務部の表税務課の項第三号部長専決事項の欄中2を削り、3を2とする。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第三号知事決裁事項の欄中2を3とし、1を2とし、同欄に1として次のように加える。

1 法第四条第一項の規定に基づき、特定物資の売渡しをすべきことを指示する  
こと。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第三号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とする。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号知事決裁事項の欄中17を18とし、11から16までを12から17までとし、10の次に次のように加える。

11 法第七十四条の二第四項の規定に基づき、市町村長に対し、災害発生市町村長を応援することを求めること。

別表第四危機管理防災部の表消防防災課の項第六号部長専決事項の欄中19を削り、20を19とし、21から33までを20から32までとする。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号知事決裁事項の欄に次のように加える。

- 3 法第六条第一項の規定に基づき、農業振興地域を指定すること。
- 4 法第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第二号部長専決事項の欄1中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同欄中2及び3を削り、4を2とし、5から11までを3から9までとし、同表畜産安全課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第十七条の二第五項又は第六項の規定に基づき、指定家畜の所有者に対して当該指定家畜を殺すべき旨を命じ、又は家畜防疫員に殺させること。

別表第四農林部の表畜産安全課の項第一号部長専決事項の欄中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同表農業支援課の項第五号知事決裁事項の欄を次のように改める。

法第二条第五項の規定に基づき、特別被害地域を指定すること。

別表第四農林部の表農業支援課の項第五号部長専決事項の欄を次のように改める。

法第七条第一項の規定に基づき、組合若しくは連合会から報告を徴し、又は職員に組合若しくは連合会の事務所に立ち入らせ、帳簿、書類その他必要な物件を検査させること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号知事決裁事項の欄1中「第七条第五項」を「第七条第一項」に改め、同欄2中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同欄に次のように加える。

- 3 法第十四条第一項及び第三項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を指定するとともに、公表すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第三号部長専決事項の欄5中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、同欄7中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同欄8中「第十三条の二」を「第十三条の四」に改め、同欄中9を削り、10を9とし、11から13までを10から12までとし、同表河川砂防課の項第七号知事決裁事項の欄を次のように改める。

条例第十条第一項の規定に基づき、<sup>たん</sup>湛水想定区域を指定すること。

別表第四県土整備部の表河川砂防課の項第七号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同表河川砂防課の項第十号を次のように改め

る。

十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項及び第三項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止をすること。	
---	---	--

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第一号知事決裁事項の欄を次のように改める。

<ol style="list-style-type: none"><li>1 施行令第六十八号第一項の規定に基づき、指定金融機関を指定し、公金の収納及び支払の事務を取り扱わせること。</li><li>2 施行令第六十八号第三項の規定に基づき、指定代理金融機関を指定し、指定金融機関をしてその取り扱う収納及び支払の事務の一部を当該指定代理金融機関に取り扱わせること（新たに指定する指定代理金融機関に係るものに限る。）。</li><li>3 施行令第六十八号第七項の規定に基づき、指定金融機関の意見を聴き、指定代理金融機関の指定を取り消すこと。</li></ol>
---

別表第四会計管理者の補助組織の表出納総務課の項第一号会計管理者専決事項の欄3中「指定代理金融機関を指定し」及び「当該」を削り、「こと」の下に「（この項知事決裁事項の欄2に該当するものを除く。）」を加え、同欄5中「第六十八号第八項」を「第六十八号第七項」に改め、「指定代理金融機関又は」を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆずり葉の会

三 代表者の氏名

浅見 勉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町大字川角六百十番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する共同生活援助をいう。以下同じ。）並びに食品の製造、販売及び配食（以下「配食等」と総称する。）に関する事業を行い、もって地域社会における福祉の向上に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量  
災害救助用備蓄食料 一式

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限  
平成27年12月22日（火）

(4) 納入場所  
埼玉県が別途指示する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 深山・宮下 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月25日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月24日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月25日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年9月25日（金）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金



契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年9月8日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

A set of storage foods for disaster relief

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Friday, September 25, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Thursday September  
24, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Friday September 25, 2015

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

振動試験装置 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成28年2月29日（月）

### (4) 納入場所

埼玉県産業技術総合センター

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 宮下・小松 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月30日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月29日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年9月30日（水）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 平成27年9月30日（水）午前10時10分

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年9月10日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Vibration and Thermo-Hygrostat Testing System

(2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: Bidding Services Division,  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

Date/Time: Wednesday, September 30, 2015, 10:00 a.m.

(3) Mailing Address and Deadline for Submissions (Registered Mail Only):

Address: General Affairs • Supplies Procurement Group,  
Bidding Services Division  
Department of General Affairs  
Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301  
Japan

By Registered Mail: Must be received by 5:00 p.m., Tuesday September  
29, 2015

In Person: Must be received by 10:00 a.m., Wednesday September 30, 2015

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

太陽毛糸紡績ビル

埼玉県川口市上青木五丁目五番十六号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニリビング 代表取締役 橋本学

（変更後）株式会社ユニリビング 代表取締役 野城慎二

#### ハ 変更年月日

平成二十七年五月八日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年六月二十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年十一月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年十一月二十四日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド上尾店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十七号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

出入口の設置及び運用については、地域住民の安全確保に十分配慮してください。

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年八月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

中村ショッピングビル

埼玉県越谷市東越谷七丁目七十五番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時四十五分

（変更後）午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時四十五分から午後十時

駐車場二 午前八時四十五分から午後十時

（変更後）駐車場一 午前八時四十五分から翌午前零時十五分

駐車場二 午前八時四十五分から午後十時

#### ハ 変更年月日

平成二十七年八月一日

#### ニ 届出年月日

平成二十七年七月十日

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年十一月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年十一月二十四日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第八百八十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

### 一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
首都圏アグリフ アーム株式会社	埼玉県入間市大字 木蓮寺七百三十四 番地二	埼玉県入間市大字 上谷ケ貫字内野二 百八十九番一ほか 七十四筆	八二、六九八
農事組合法人ら んざん営農	埼玉県比企郡嵐山 町大字広野百七十 七番地五	埼玉県比企郡嵐山 町大字勝田字西新 井六十七番二ほか 九筆	一三、〇〇二
新島 武男	埼玉県比企郡吉見 町大字南吉見千四 百八十四番地	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見百七 十番ほか三筆	一六、四八一
飯野 泰司	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千七百 十九番地	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字大町 千五十二番一ほか 二筆	三、〇七五
笠原 嘉光	埼玉県児玉郡美里 町大字関三百六番 地二	埼玉県児玉郡美里 町大字広木字下池 下二百九十一番	二、一二〇
金井 恒康	埼玉県児玉郡美里 町大字広木千三百 五十四番地	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百四十一番一ほ か二筆	三、三〇二
清水 和彦	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地	埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字新堀 九百十四番	四一六

二 申請年月日

平成二十七年七月十三日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年八月七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十二号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び現況測量）

### 三 作業地域

幸手市大字上高野

### 四 作業期間

平成二十七年八月三日から平成二十八年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十三号

測量計画機関である春日部市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

春日部市

### 二 作業種類

公共測量（数値図化）

### 三 作業地域

春日部地域（旧春日部市全域）

### 四 作業期間

平成二十七年六月一日から平成二十八年三月二十二日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（主要道路境界座標調整業務）

### 三 作業地域

さいたま市全域

### 四 作業期間

平成二十七年六月一日から平成二十八年一月二十九日まで



## 告 示

### 埼玉県告示第八百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

本庄市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画道路事業三・五・一・二号 小島中通り線

#### 三 事業施行期間

平成二十七年七月二十四日から平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県本庄市小島一丁目、二丁目、四丁目及び小島五丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

<p>鴻巣川島線</p>	<p>路線名</p>
<p>鴻巣市大字箕田字右エ門三一一番一地从り同市大字箕田字吉右エ門三一一番一地从りまで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年七月二十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十七年五月二十四日付け埼玉県土木整備事務所長告示第二十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長六〇・一〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたまふじみ野所沢線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	入間郡三芳町大字上富字 中東一七三番一二地先か ら同郡同町大字上富字中	八・八五〇 一三・六〇〇	一三四・〇〇〇	交通安全対策 事業による。
新	東二〇三番三地先まで	一一二・〇〇〇 一八・〇〇〇		

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部下柳字森田前二四番一地 先から 同市下柳字森田前二四番一地先 まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成十一年三月五日付け埼玉県告示第三百三十六号における道路区域の一部供用開始である。延長五・九〇メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで 同市下柳字古川端六五五番一	春日部市下柳字古川端六五五番一 地先から	区 間
一五・六〇 ㄱ 一五・六八	一二・四〇 ㄱ 一五・六八	敷地の幅員 (メートル)
八・六三		延長 (メートル)
		備考



## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>西金野井春日部線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市下柳字古川端六五五番 一地从り 同市下柳字古川端六五五番一 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十七年七月二十四日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第十八号におけ る道路区域の一部供用開始 である。延長八・六三メー トル。</p>

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五十四号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

- 一 日時 平成二十七年八月十一日 午後一時三十分
- 二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

# 告 示

## 埼玉県知事選告示第二号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事選挙選挙長 滝 瀬 副 次